

幹 事 会 規 程

(名 称)

第1条 この土地改良区に幹事会を置き、名称を「神安土地改良区幹事会」と称する。

(目 的)

第2条 幹事会は、大阪府営事業・団体営事業・その他土地改良事業を適正かつ円滑に実施するため設置する。

(組 織)

第3条 幹事会の組織は、次のとおりとする。

高 橻 市 2人

茨 木 市 2人

摂 津 市 2人

2 幹事は、前項の市長の承認を得た市担当責任者を、理事長が委嘱する。

(会 議)

第4条 会議は、理事長が招集しその議長となる。

2 理事長に事故あるときは、事務局長がこれに代行することができる。

(任 期)

第5条 幹事の任期は、第3条第2項の職に在職中とする。

(実費弁償費)

第6条 幹事には実費弁償費を支給することができる。

附 則

1. この規程は、昭和40年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和55年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

(幹事会規程)